

電子納品説明会 Q&A【工事編】

No.	質問内容	回答
1	支援ツール等で福井市様が推奨するソフトウェアはありますか？	ありません。
2	SXF(SFC)形式を(P21)に変更する予定はありますか？	ありません。
3	工事が設計変更又は終了後、施工計画書を赤書きすると思うのですが、その施工計画書はPLANホルダにファイル名はPLA02.01～で納めればよろしいのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初及び追加の施工計画書と押印のない鑑の電子データをPLANフォルダの中に作成したORGフォルダに格納します。【電子納品運用ガイドライン(案)土木工事編 P.28 才】</li> <li>・ファイル名は、工事完成図書電子納品要領(案)P.23に基づき監督職員と協議の上決定します。</li> <li>※営繕は、PLANフォルダの直下、そのオリジナルファイルは下位に作成したORGフォルダに格納します。</li> </ul>
4	林道工事、農業土木工事は農水省のチェックシステムを使用するのですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容によっては、国土交通省の要領になることも想定されます。</li> <li>・監督職員との協議により決定した要領で使用するチェックシステムが決まります。</li> </ul>
5	成果表の赤字併記、青字併記の取扱方法は？ (監督員確認、検査員検査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤字及び青字で記入したものが正であるため、基本は紙での提出となり、記入前の成果表は、全て電子媒体に納めます。</li> <li>・納品形態については、監督職員と協議の上決定します。</li> <li>※参考：様式1-1 着事前チェックシート(工事編)</li> </ul>
6	成果物のエラーチェックについて緩和されたようですが、PDFの作成要領について、営繕工事・建築工事のガイドライン(H14.11)(以下、営繕ガイドライン) ・サムネイル必要 ・初期表示100% が、いまだ残っているが、営繕ガイドライン以外では、削除されてる 国土交通省のHPのQ&Aでも確認できる現状ですが、このような場合はエラーとみなしますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDFの初期表示、サムネイルに関するエラーについては福井市ではエラーとみなしません。(国も同じ運用であることを確認しています)</li> <li>・また、要領では必須となっている「空フォルダ」も作成する必要はありません。</li> </ul>
7	PDFファイル内の使用文字の制限はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDFについて、使用文字の制限はありませんが、機種依存文字などを使用した場合、文書作成の際は、正しく変換・印刷されることを確認してください。</li> <li>・オリジナルファイル作成時には、標準的なフォント(MS明朝、MSゴシック等)の使用を推奨しています。</li> </ul>
8	福井市独自の部分(SXF(SFC)形式)は、他の市も同じでしょうか？ なるべく統一規格として欲しい。	福井県を始め自治体の多くはSXF(SFC)です。
9	来年度から全ての工事が電子納品になるのですか？	そのとおりです。
10	工事期間中の情報の共有化については、電子媒体での情報交換のみでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の交換方法については、事前に受発注者間で協議を行い決定してください。</li> <li>【福井市電子納品ガイドライン(案)工事編 P3-5】</li> </ul>
11	県の電子納品との違いを比較表等で明確に。 (ほとんど同じであるが、県の電子納品要領で提出してCDラベルを福井市フォーマットにした場合、修正指示があるのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県との比較表を作る予定はありません。</li> <li>・福井県の「電子納品要領」は存在しません。福井市電子納品ガイドライン(案)に準拠した成果品を納品してください。</li> </ul>
12	施工計画書等の提出は、メールで出来ないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では押印が必要な書類のため、紙での提出となります。(電子納品時には押印なしのオリジナルデータで可。)</li> <li>・それ以外のやりとりならメールでも構いませんが、監督職員と協議が必要です。</li> </ul>
13	電子納品をする上で、新たなソフトが必要か？ 例)指定のCAD、写真帳 …etc	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無くても構いませんが、あれば格段に作業効率上がりエラーも無くなります。</li> <li>・なお、福井市指定のものはありません。</li> </ul>
14	電子納品の工事に関して、2009年度は1,000万円以上の運用を開始するとなっておりますが、設計価格が1,000万以上か、契約を締結した金額が1,000万以上なのか分らない。	当初設計額が1,000万円(税込)以上の工事が対象です。
15	今日現在、福井市一般競争では、大部分80～83%の受注で、1,000万以上の設計でも落札額が800万だとしても電子納品対象になるのでしょうか？	当初設計額が1,000万円(税込)以上の工事が対象です。
16	受注時に受け取る設計図面の修正をどのようにするのか。 レイヤーが違うことがあります。	監督職員に修正するよう返却し、正しいものを受領してください。
17	書類作成時の基本OSの違いは？ について。	基本OSに依存するところはありません。
18	地質・土質調査データの納品の追加があるがさく井工事においては、どのようになるのか？ 地質・土質”調査”にあたらないと理解して良いか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のBORINGフォルダの追加は、工事に伴って実施される地質・土質調査から得られるボーリング柱状図や土質試験結果についても電子納品を進め地盤情報として広く一般に供することを目的としていますので、そのことからご判断ください。</li> </ul>
19	SXF変換ソフトには、費用が発生します。 汎用CADソフトデータでの納品にならないでしょうか。(AUTO CAD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業の納品データに特定のCADメーカーに依存するデータフォーマットは、永続的に使用できる担保がなく、他のCADソフトとのデータ交換も確実なものではないため採用していません。</li> <li>・異なるソフト間でデータの正確かつ永続的なやりとりができる交換標準を実現したファイル形式がSXFです。</li> </ul>

電子納品説明会 Q&A【業務編】

No.	質問内容	回答
1	電納における禁則文字(ex①全角数字)について REPORT PDFやORGデータ内での使用は不可ですか？	・使用文字の規定は管理ファイルを対象としており、オリジナルファイルは使用文字の規定に準じる必要はありません。ただし、機種依存文字などを使用した場合は見読性が確保されないことがあるので、文書作成の際は正しく変換・印刷されることを確認してください。 ・オリジナルファイル作成時には、標準的なフォント(MS明朝、MSゴシック等)を使用してください。
2	CAD製図基準の使用基準年度は、結局いつのを使えば良いのでしょうか？	・福井市電子納品ガイドライン(案)業務編及び工事編のP1-4、1-5をご覧ください。
3	図面ですが、ペーパー納品での表示とsfcでの表示が違って良いのですか (1レイヤ1線種1色のため)	・目視確認し、図面ファイルと紙出力したものが同じであることが基本です。 ・ただし、検査用に限り、わかりやすく着色した図面にしても結構です。
4	福井市チェックシステムにおいて線種エラーが出るのはどうしてか？	・線種エラーは、変換ソフトによる変換誤差、外枠に違うオブジェクトがある場合などが過去の事例としてありました。 ・なお、国土交通省の電子納品チェックシステムは、P21形式のレイヤ名のみチェックです。
5	電子納品チェックシステムでチェックを行うと、福井市独自様式を採用すると、エラーが表示されると思うのですが、そのときの対応はどのようにすれば良いのでしょうか？	・福井市独自様式が原因でエラーになることはありませんが、エラーの対応は監督職員と協議します。 【福井市電子納品ガイドライン(案)業務編 P.3-17】